

# 船舶等のバリアフリー基準について (旅客船及びターミナルのバリアフリーガイドラインより)

中国運輸局 船舶安全環境課  
旅客課

平成26年度 安全統括管理者・運航管理者研修会議 資料  
(平成27年1月23日)

旅客船バリアフリー・ガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/guidelinehune.pdf>

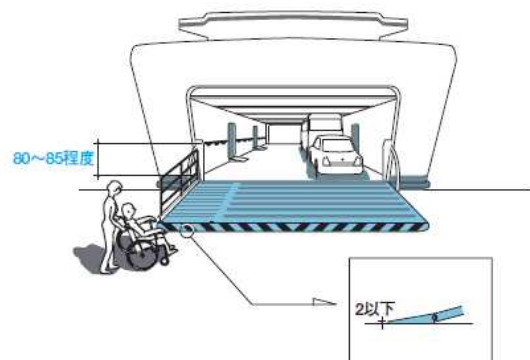
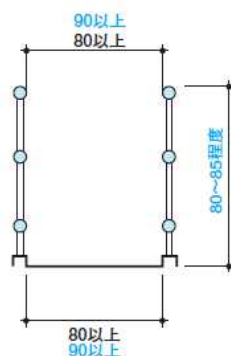
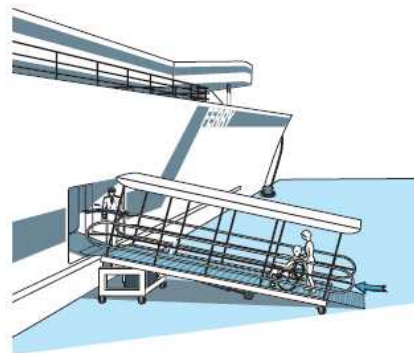
旅客船ターミナルバリアフリー・ガイドライン

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_mn\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html)

## 乗降用設備

・タラップ等の幅は80cm以上、推奨は90cm以上

・スロープの厚み等による段差は2cm以下



# 基準適合客席(いす席)

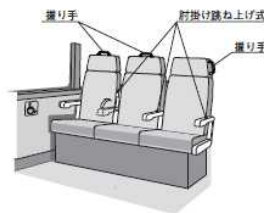
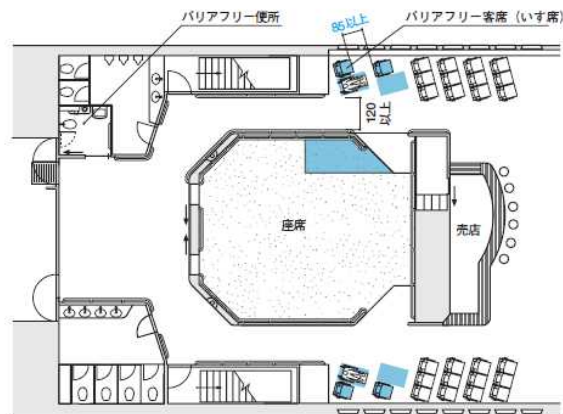
・基準適合客席の数は、旅客  
定員25人毎に1名分必要

・通路側の肘掛けは跳ね上げ  
式であること

・椅子の上側に手摺り代わりと  
なる握り手を設けること

・前の椅子とのスペースは  
85cm以上を推奨

・向かい合わせの場合はこれ  
に30cmをプラスした115cmを  
推奨



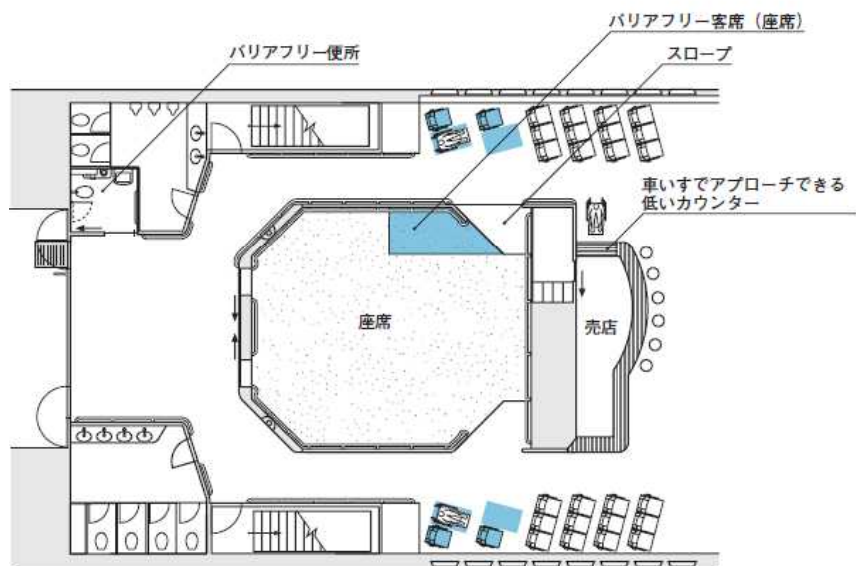
単位:cm

「旅客船バリアフリー・ガイドライン 78,79頁」

# 基準適合客席(座席)

・手摺りが必要

・平成14年5月15日より  
前に建造された旅客船  
を改造して、車両区域の  
一部にシルバールーム  
を設置されている場合  
についても、これらの基  
準に適合していない場  
合は、基準適合客席と  
はなりませんので、ご注  
意ください



「旅客船バリアフリー・ガイドライン 80,81頁」

# 車いすスペース

・車いすスペースは、旅客定員100人毎に1つ必要

・車いす使用者が利用する際に支障となる段差は2cm以下であること

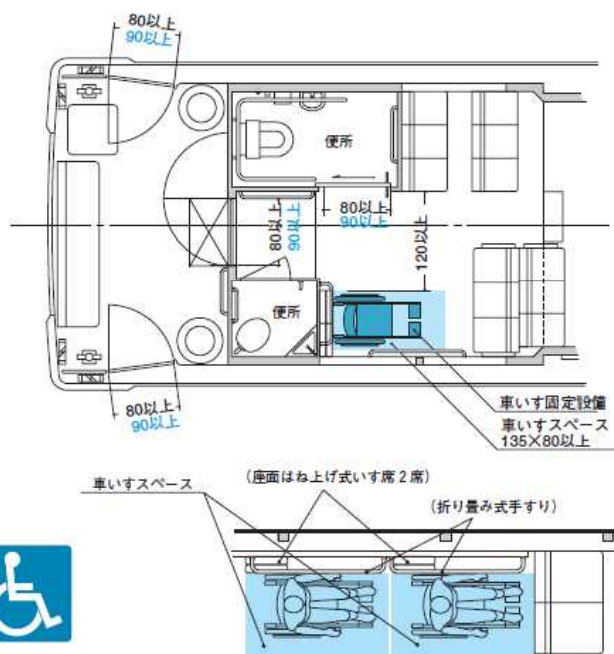
・車いすの固定装置が必要

・その固定装置は他の場所に保管することなく常に利用できる状態としておくこと

・車いすスペースである旨(国際シンボルマーク)の表示



国際シンボルマーク



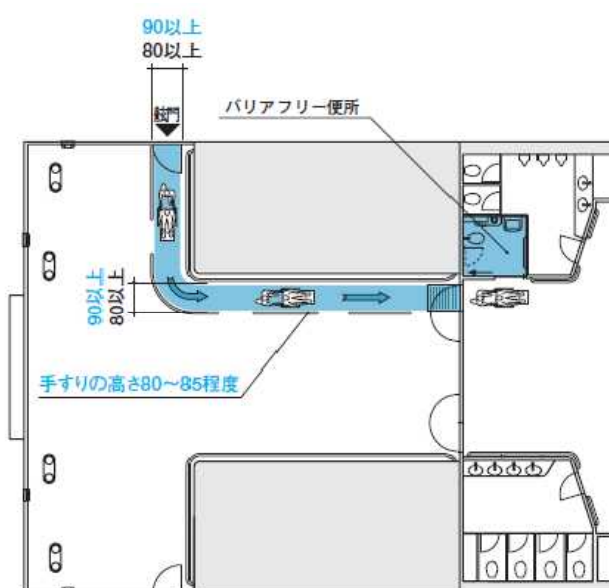
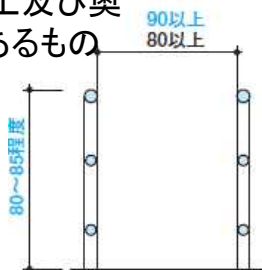
単位:cm

「旅客船バリアフリー・ガイドライン 76,77頁」

# 乗降口と客席との間の経路1

・幅は80cm以上、推奨は90cm以上

・通路の末端付近の広さは、幅が140cm以上及び奥行きが135cm以上であるもの、又は直径150cm以上の円形であること。推奨は幅が140cm以上及び奥行きが170cm以上であるもの



単位:cm

「旅客船バリアフリー・ガイドライン 26~31頁」

# 乗降口と客席との間の経路2

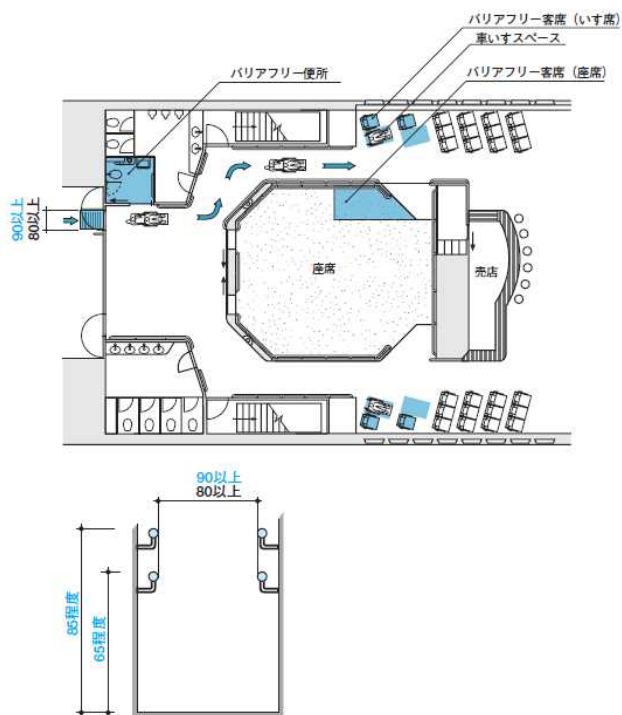
・手摺りの端部付近に、通路に通ずる場所を示す点字を貼り付けること

・勾配の解消のため、スロープ板その他の車いす使用者の方が円滑に通過できるための設備が必要

・このスロープ板は取り外し式でも可

・スロープ板の厚みによる段差は2cm以下

・スロープ板の勾配は1/12以下を推奨



「旅客船バリアフリー・ガイドライン 26～31頁」

単位:cm

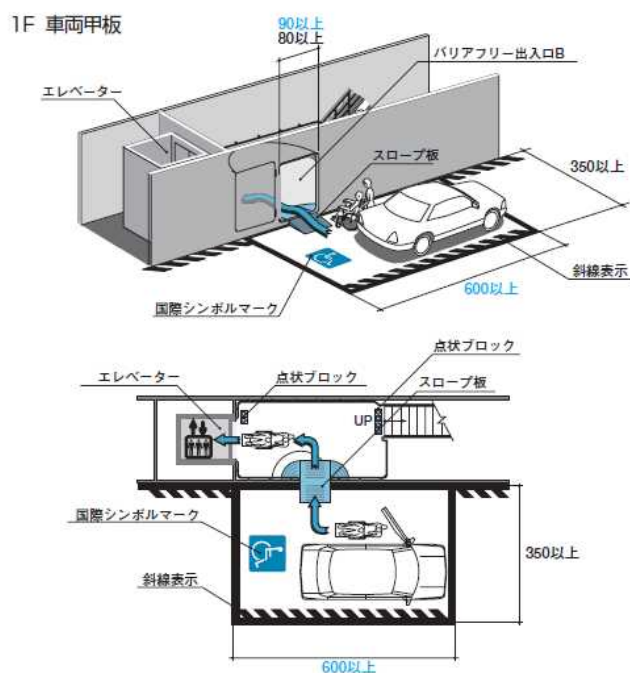
# 車両区域

・障害者・高齢者の方が車両から乗降する場所が必要

・乗降場所の幅は350cm以上が必要であり、奥行きとしては600cm以上を推奨

車両区域の出入りに隣接して設けられていること

・乗降場所であることを示す表示が必要

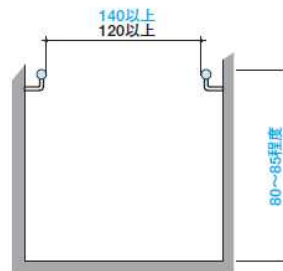
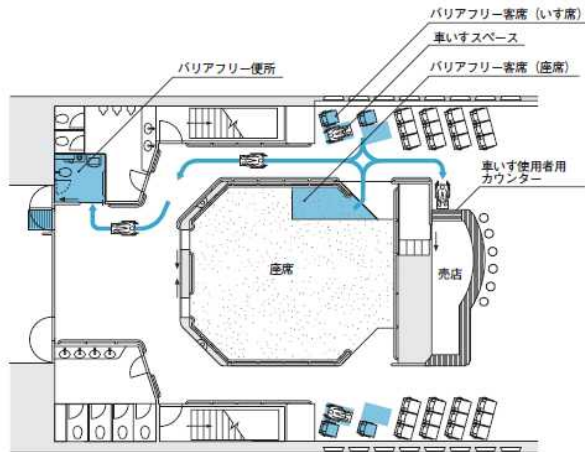


「旅客船バリアフリー・ガイドライン 34,35頁」

単位:cm

# 客席と船内旅客用設備との間の経路1

- ・幅は120cm以上、推奨は140cm以上
- ・手摺りの端部付近に、通路に通ずる場所を示す点字を貼り付けること
- ・通路の末端付近の広さは、車いすの転回に支障のない幅が140cm以上及び奥行きが135cm以上であるもの、又は直径150cm以上の円形であること。  
(推奨は幅が140cm以上及び奥行きが170cm以上であるもの)

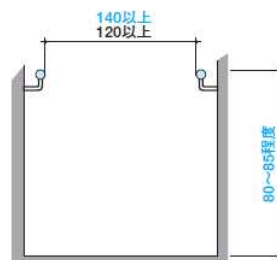
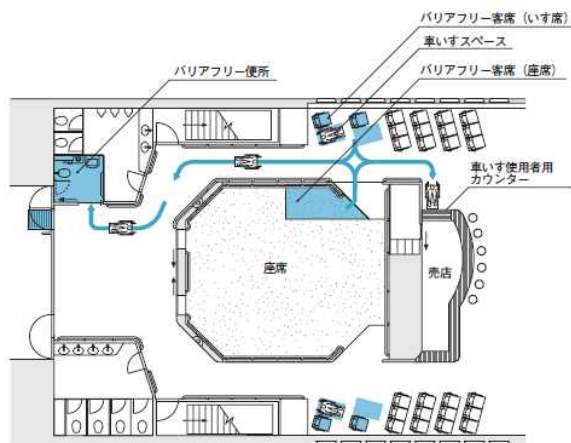


「旅客船バリアフリー・ガイドライン 38～41頁」

単位:cm

# 客席と船内旅客用設備との間の経路2

- ・50m以内毎に車いすが転回し、車いす利用者がすれ違うことができる広さの場所が設けられていること。
- ・旅客定員が100人以下の場合は、幅が140cm以上及び奥行きが135cm以上であるもの、又は直径150cm以上の円形であること(幅が180cm以上及び奥行きが180cm以上のすれ違い場所を推奨)
- ・旅客定員が100人を超える場合は幅が180cm以上及び奥行きが180cm以上であるものであること



「旅客船バリアフリー・ガイドライン 38～41頁」

単位:cm



# エレベーター等

エレベーターの場合

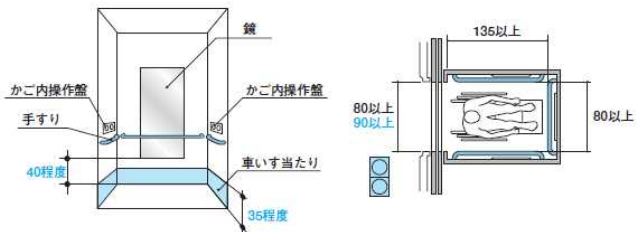
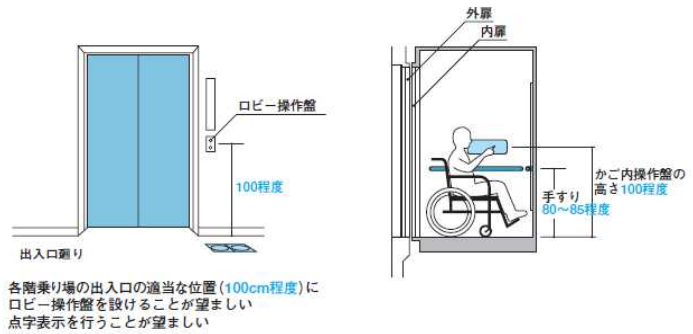
・幅は80cm以上、推奨は90cm以上

・幅が80cm以上及び奥行きが135cm以上であること。推奨は内法幅が140cm以上及び内法奥行きが135cm以上であるもの

・停止する予定の階、現在位置を表示する設備が設けられていること

・乗降ロビーの広さは幅が140cm以上及び奥行きが135cm以上であること、(180cm×180cmを推奨)

・エレベーターロビーの付近には下り階段及び下り段差を設けないことが推奨



単位:cm

「旅客船バリアフリー・ガイドライン 68,69頁」

# バリアフリー便所1

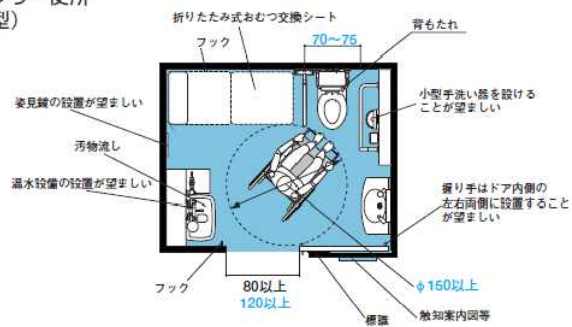
・船舶設備規則により、航行予定時間が極めて短い(30分程度)の場合、便所を設けなくても良いとされている旅客船であって、任意に便所も設ける場合はバリアフリー基準を推奨

・便所の出入り口に男子用及び女子用の区別(便所が男女別々にある場合のみ)並びに便所の構造を音、点字等により視覚障害者の方に示すための設備が設けられていること

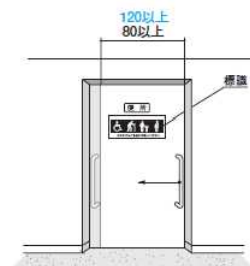
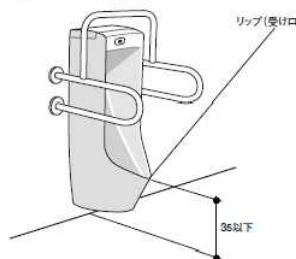
・男子用小便器を設ける場合には、1つ以上の床置き式小便器、壁掛け式小便器等が設けられていること(手摺りも必要)

・腰掛け便座及び手摺りが必要

バリアフリー便所  
(独立型)



低リップ壁掛け式小便器



単位:cm

「旅客船バリアフリー・ガイドライン 46~49頁」

# バリアフリー便所2

・出入り口の幅は80cm以上、推奨は90cm以上となり、120cm以上が望ましい

・出入り口には、その便所が高齢者、障害者等の方の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識(国際シンボルマーク)

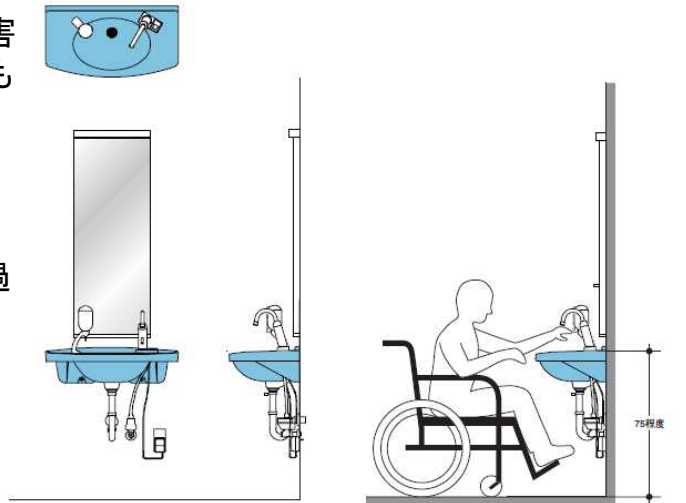
・出入り口に戸を設ける場合は、高齢者の方、障害者の方が容易に開閉して通過できる構造のもの

・手動式引き戸については、自動的に戻らないタイプで、握り手は棒状ハンドル式のもの

・電動式引き戸については、操作しやすい押しボタン方式とし、手かざし方式の場合は、押しボタン方式も併設すること

「旅客船バリアフリー・ガイドライン 46～49頁」

車いす使用者を考慮した手洗い水洗面具の例



単位:cm

# 食堂

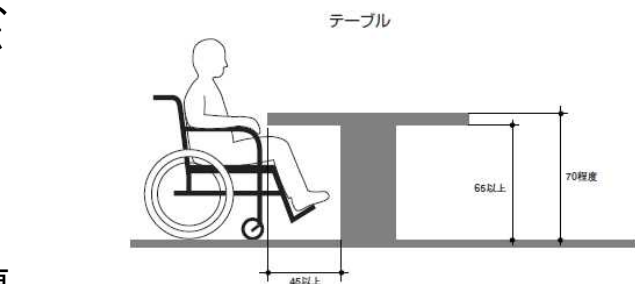
・旅客のための食堂を設ける場合には、そのうちの1つ以上はバリアフリー対応食堂であること

・食堂への出入り口の幅は80cm以上、推奨は120cm以上

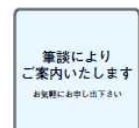
・いすの収容数100人毎に1つ以上の車いす使用者の円滑な利用に適した構造のテーブルを配置すること(車いすのアームサポート及びフットサポートが卓の下に入り、かつ、卓の下に高さ65cm以上及び奥行き45cm以上の空間が確保されており、卓の上面が70cm程度のものであること)

・聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための、筆談用具(紙と鉛筆)又は筆談器が備えられていること

「旅客船バリアフリー・ガイドライン 56,57頁」



筆談用具設置案内の例



筆談いたしますのでお申し出下さい。

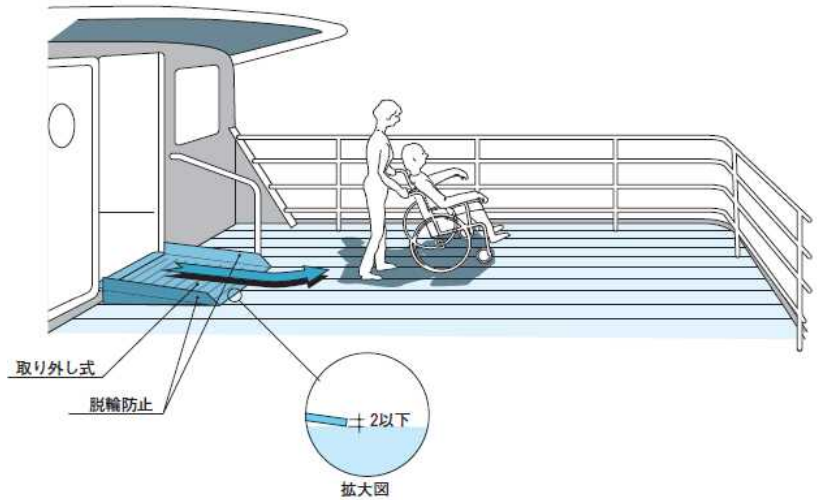
単位:cm

# 遊歩甲板

・遊歩甲板とは、景色を楽しむための暴露甲板のことをいう

・バリアフリー客席及び車いすスペースと遊歩甲板が同じ階層(フロア)にある場合にバリアフリー基準が適用されることになる

・遊歩甲板への出入り口の幅は80cm以上、推奨は120cm以上



単位:cm

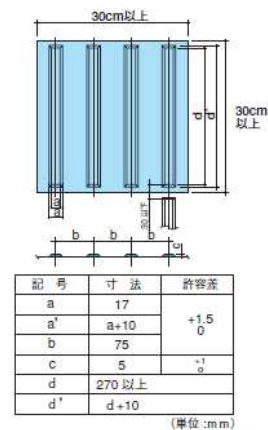
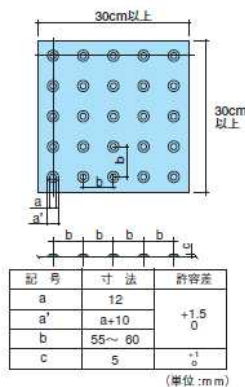
「旅客船バリアフリー・ガイドライン 54,55頁」

# 点状・線状ブロック

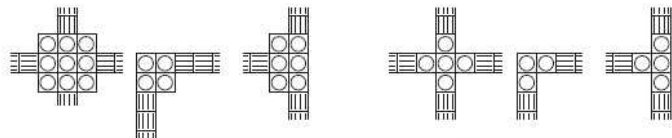
・階段及びエスカレーターの上端及び下端並びにエレベーターの操作盤に近接する通路に点状ブロックが必要

・点状ブロックを覆い隠すようなマット等の敷設は絶対に行わないこと

点状・線状ブロックの例



分岐表示



出所元: JIS T 9251 (視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列)

「旅客船バリアフリー・ガイドライン 84,85頁」



# 運航情報提供設備

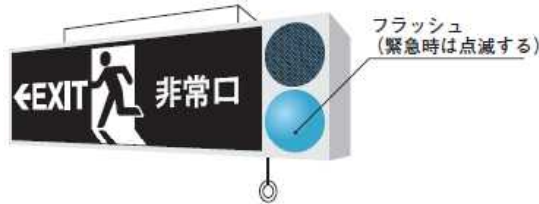
・目的港の港名等その他の運航に関する情報を文字等により表示するための設備が必要

・その他の運航に関する情報とは、運航の遅延が発生した場合は、遅れの状況、遅延理由、運航再開予定時刻などの情報や緊急情報等のこと

・電光掲示板、黒板でも可

・音声により提供するための設備が必要(船内放送装置でも可)

点滅型誘導音装置付誘導灯



電光掲示



位置情報モニター (GPS)



船内放送装置 (スピーカー)



「旅客船バリアフリー・ガイドライン 90,91頁」

# 案内板

・バリアフリー客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用及び非常口の配置を表示した案内板が必要

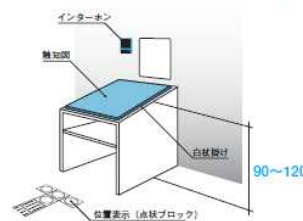
・視覚障害者の方のために音及び点字による案内板も必要

・設置場所については、出入り口付近の分かりやすい場所が望まれる

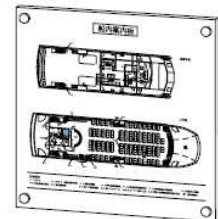
点字案内板の例



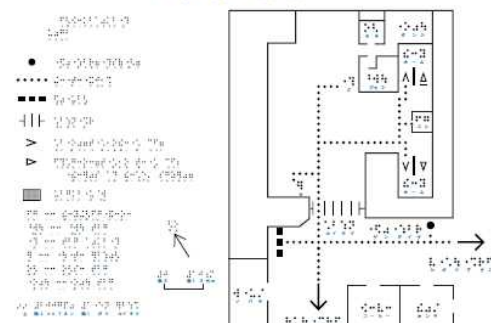
触知案内図の例



バリアフリー客席、便所、エレベーター等の配置を点字ピクトグラムなどで表示する



全体案内図 (駅の例)



「旅客船バリアフリー・ガイドライン 88,89頁」

単位:cm

記入例

（平成26年3月31日現在）

1. 船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）

船名	船種	総トン数	旅客定員	建造年月日	就航航路	供用開始年月	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	乗降用設備への対応 32～33頁	基準適合客席の設置数 78～81頁	車いすスペースの設置数 76～77頁	乗降口と客席との間の経路の対応 26～31、34～35頁
中国丸	汽船	199 総トン	99人	H27年 1月	宇品港～ 三津浜港間	H27年 1月	○ 「又は空白」	○ 「又は×又は－又は免除」	4席 「又は免除」	1 「又は免除」	○ 「又は空白又は免除」
(合計) 計 1隻							1隻 「○の合計数」	1隻 「○の合計数」	4席 「合計数」	1 「合計数」	1隻 「○の合計数」

客席と船内旅客用設備との間の経路の対応 38～41頁	エレベーターの設置基数 68～71頁	エスカレーターの設置基数 0基(0)	その他昇降機の設置基数 0基	便所への対応 46～49頁	食堂への対応 56～57頁	売店への対応 －	遊歩甲板への対応 54～55頁	点状ブロック設置の有無 84～85頁	運航情報提供設備の設置の有無 90～91頁	案内設備の設置の有無 88～89頁
○ 「又は空白又は免除」	1基(1)	0基(0)	0基	○ 「又は×又は－又は免除」	－ 「又は○又は×又は免除」	－ 「又は○又は×又は免除」	－ 「又は○又は×又は免除」	○ 「又は空白又は免除」	○ 「又は空白又は免除」	○ 「又は空白又は免除」
1隻 「○の合計数」	1基(1) 「合計数」	0基(0) 「合計数」	0基 「合計数」	1隻 「○の合計数」	0隻 「○の合計数」	0隻 「○の合計数」	0隻 「○の合計数」	1隻 「○の合計数」	1隻 「○の合計数」	1隻 「○の合計数」

2. 旅客船の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる旅客船	計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)

前年度の計画からの変更内容

(第14号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は一印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備(公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席(公共交通移動等円滑化基準省令第49条第1項又は第2項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。)の設置数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 車いすスペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車いすスペースの設置数を記入すること。
5. 乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第1項及び第3項、第52条並びに第53条第1項から第5項までのすべての基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項及び第3項、第52条並びに第53条第6項及び第7項の基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第2項及び第3項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第4項及び第5項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
11. 食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は一印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂(公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は一印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店(公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の遊歩甲板(以下「遊歩甲板」という。)が設置されていない場合は一印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板(公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
17. 2から6まで及び10から16までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第2項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。

移動等円滑化実績等報告書（旅客船ターミナル）

（平成〇〇年度）

住 所 広島県広島市中区上八丁堀〇〇-××

設置／管理者名 □□汽船株式会社

代表者名（役職名及び氏名） 中国 太郎

（担当者所属・氏名： 中国 一郎 ）

1. 旅客船ターミナルの移動等円滑化の達成状況

（平成〇〇年3月31日現在）

旅客船ターミナルの名称	所在都道府 県市町村	1日当 たりの 利用者 数 (人)	公共交通 移動等円 滑化基準 省令適合 の有無	段差への 対応	乗船場所 の数	段差が解 消されて いる乗船 場所の数	エレベータ ーの設置基 数	エスカレー ターの設置 基数	その他の 昇降機の 設置基数	視覚障害者 誘導用ブロ ックの設置 の有無	案内設備 の設置の 有無	障害者対 応型便所 の設置の 有無	転落防止 設備の設 置の有無
□□ターミナル (〇〇港)	広島県 〇〇市	1,300	○	○	4	2	2 基 ( 1 )	3 基 ( 3 )	0 基	○	○	○	○
〇〇待合所 (〇〇港)	県 〇〇市	450	無		1	0	0 基 ( 0 )	0 基 ( 0 )	0 基	無	無	×	無
(合 計) 計ターミナル		1,750	1	1	5	2	2 基 ( 1 )	3 基 ( 3 )	0 基	1	1	1	1

2. 旅客船ターミナルの移動等円滑化のための事業の計画

対象となる旅客船ターミナル	計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
〇〇待合所	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成●年度まで、オストメイト対応の障害者対応型便所を設置する予定。</li> <li>平成●年度を目標に公共交通移動等円滑基準に適合するための計画を策定する。</li> </ul>

前年度の計画からの変更内容

- ・前年度中に〇〇待合所内の全ての経路に視覚障害者誘導用ブロックの設置を完成する予定であったが、工事が大幅に遅れているため、今年度中に完成予定。

(第15号様式)

- 注1. 旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に〇印を記入し、(合計)には、〇印の合計数を記入すること。
3. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に〇印を記入し、(合計)には、〇印の合計数を記入すること。
4. 乗降場所の数の欄には、岸壁、浮桟橋等をそれぞれ一の乗船場所としてそれらの合計数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
5. 段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. エレベーターの設置基数の欄には、当該旅客船ターミナルに設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
7. エスカレーター設置基数の欄には、当該旅客船ターミナルに設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第8項の基準に適合するエスカレーター設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. その他の昇降機設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
9. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、移動円滑化基準第8条の基準に適合している場合に〇印を記入し、(合計)には、〇印の合計数を記入すること。
10. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に〇印を記入し、(合計)には、〇印の合計数を記入すること。
11. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は－印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は〇印を記入し、(合計)には、〇印の合計数を記入すること。
12. 転落防止設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第26条の基準に適合している場合に〇印を記入し、(合計)には、〇印の合計数を記入すること。



## 移動円滑化実績等報告書（旅客船ターミナル）について

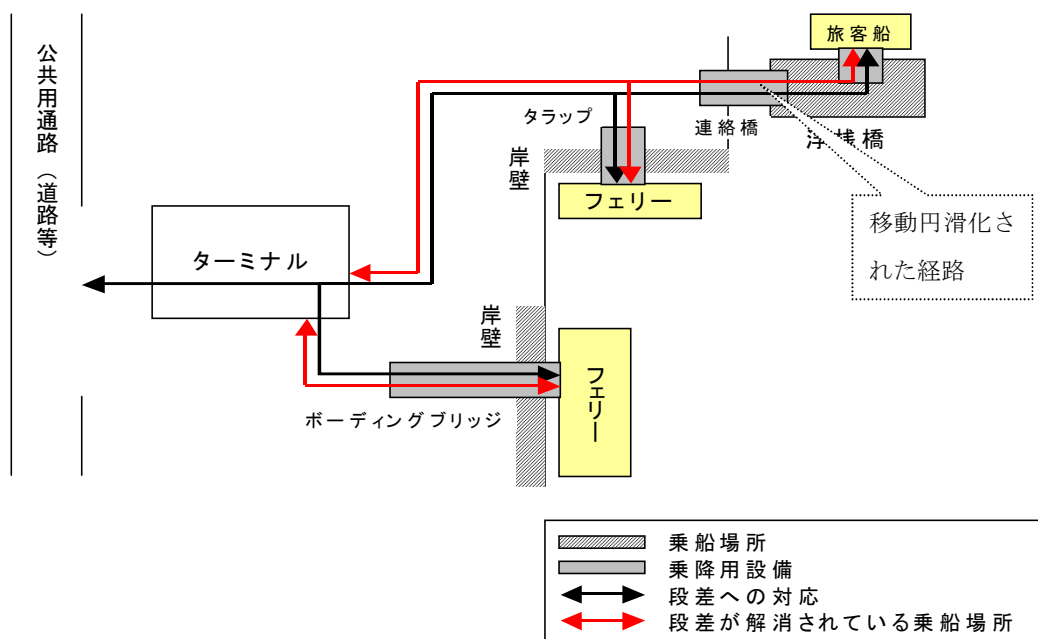
### 1. 一般事項について

- (1) 本報告書は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）施行規則に基づき、一般旅客定期航路事業者が設置又は管理している旅客船ターミナルについて提出する必要があります
- (2) 県・市などの一般旅客定期航路事業者以外の者が設置・管理しているターミナルについては、一般旅客定期航路事業者は報告する必要はありません。  
この場合は、県・市などが中国地方整備局に報告することとなっています。  
よって、一般旅客定期航路事業で使用する全ての港について、そのターミナルを一般旅客定期航路事業者が設置又は管理している場合に報告書に各旅客船ターミナルごとに記入して下さい。

### 2. 移動円滑化実績等報告書（旅客船ターミナル）の記載事項等について

- (1) 「旅客船ターミナルの名称」欄について
  - ア 「旅客船ターミナル」とは旅客待合所等をいいます。
  - イ ターミナル名に加えて所在する港名を付記してください。
- (2) 「公共交通移動円滑化基準適合の有無」欄について  
公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合のみ「○」印を記入し、下段の（合計欄）には、「○」印の合計数を記入して下さい。
- (3) 「段差への対応」欄について
  - ア 乗船場所全てについて公共交通移動等円滑化基準省令に適合し、段差が解消されている場合のみ「○」印を記入して下さい。（図表参照）
  - イ 「段差への対応」を○とするのは、次の2つの条件を満たしているときです。
    - ① 「乗船場所の数」と「段差が解消されている乗船場所の数」が同じ
    - ② 全ての乗船場所で、公共用通路から船舶の昇降口に至る経路（上屋、タラップ等の乗降用設備を含む）が公共交通移動等円滑化基準省令に適合している場合
- (4) 「乗船場所の数」欄について
  - ア 岸壁、浮棧橋ごとに1として数えます。  
また、報告者（旅客船ターミナル施設の管理者）が岸壁等を管理していなくても、これを数えます。
- (5) 「段差が解消されている乗船場所の数」欄について  
タラップ等の乗降用設備が公共交通移動等円滑化基準省令に適合している乗船場

所の数を入力し、下段の（合計）には、その合計数を記入してください。



(6) 「エレベーターの設置基数」・「エスカレーター設置基数」欄について

ア 当該旅客船ターミナルが平屋でエレベーター・エスカレーターを必要としない場合は、「平屋」と記入してください。

なお、2階建て以上の建物であっても、2階以上がレストランや事務所等で、旅客の待合所として使用されていない場合については、「平屋」と記入してください。

イ 「段差への対応」が「○」印ならば、「エレベーター（エスカレーター）の設置基数」は1以上又は「平屋」でなければなりません。

ウ 複合的な機能を備えた上屋であって、ある階以上が移動円滑化された経路を構成せず、かつ、移動円滑化基準の対象外の設備のみである場合は、その階以上へ通ずるエレベーター、エスカレーターの設置に関しては報告の範囲外です。

従って、2階以上が、みやげ物売り場、レストラン、事務所等で占められている場合は平屋と見なして、設置基数の欄に「平屋」となります。

(7) 「視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無」欄について

誘導ブロックについては、公共交通移動等円滑化基準省令のとおり、点字による案内板への経路やトイレへの経路等について、全てに設置されている場合のみ、「○」印を記入してください。ただし、音により視覚障害者に示すための設備が設けられている場合、あるいは、点字による案内板やトイレが設置されていない場合は除きます。

(8) 「身体障害者対応型便所の設置の有無」欄について

ア 当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は「－」印、便所は設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は「×」、障害者対応型便所が設置されている場合は「○」印し、下段の（合計）には「○」印の合計数を記入してください。

イ オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）対応の障害者対応型便所を設置している場合には障害者対応型便所に含まれるため、「○」を記入してください。

(9) 「転落防止設備の設置の有無」欄について

転落の恐れがある箇所には転落を防止できる構造の柵を設けている場合は「○」印し、下段の（合計）には「○」印の合計数を記入してください。

(10) 「2. 旅客船ターミナルの移動円滑化のための事業の計画」欄について

計画内容は、確定していなくても、事業計画に関する目標・内容等を記入してください。（計画がない場合は、「なし」と記入）

## 公共交通移動等円滑化基準省令（抜粋）

○定義	第一条第八号 (定義)	<p>八 旅客船ターミナル</p> <p>海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法 による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。</p>
○移動等円滑化された経路	第四条 (移動円滑化された経路)	<p>公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに一以上設けなければならない。</p> <p>2 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（第六項の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（第七項の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。</p> <p>4 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 幅は、九十センチメートル以上であること。ただ</p>

		<p>し、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>三 次号に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>五 照明設備が設けられていること。</p> <p>6 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>一 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。</p> <p>二 勾配は、十二分の一以下であること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一以下とすることができる。</p> <p>三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊り場が設けられていること。</p> <p>7 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>二 かごの内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であ</p>
--	--	---



		<p>ること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>三 かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>四 かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p> <p>五 かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。</p> <p>六 かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。</p> <p>七 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。</p> <p>八 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。</p> <p>九 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。</p> <p>十 かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。</p> <p>十一 乗降ロビーの幅は百五十センチメートル以上であり、奥行きは百五十センチメートル以上であること。</p> <p>十二 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設</p>
--	--	--

		<p>けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。</p> <p>8 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第七号及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうちのみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>一 上り専用のもつと下り専用のもつをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。</p> <p>二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>四 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>五 くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>六 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>七 幅は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>八 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</p>
○通路等	第9条 (視覚障害者誘導用ブロック等)	<p>通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であつて公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けなければならない。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であつて、当</p>

		<p>該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と第四条第七項第十号の基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、第十二条第二項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第十六条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>3 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設しなければならない。</p>
○案内設備	第10条 （運行情報提供設備）	<p>車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
	第11条 （標識）	<p>エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。</p> <p>2 前項の標識は、日本工業規格Z八二一〇に適合するものでなければならない。</p>
	第12条 （移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内）	<p>公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。次項において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第四条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内</p>

		<p>板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>2 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p>
○便所	<p>第13条 (便所)</p> <p>第14条</p>	<p>便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。</p> <p>二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>三 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>2 便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>二 出入口の幅は、八十センチメートル以上であるこ</p>

		<p>と。</p> <p>三 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>五 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 幅は、八十センチメートル以上であること。</p> <p>ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>六 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する</p>
○その他旅客用設備	第24条 (乗降用設備)	<p>旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下この節において「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。</p> <p>二 幅は、九十センチメートル以上であること。</p> <p>三 手すりが設けられていること。</p>



		<p>四 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p>
	<p>第25条 （視覚障害者誘導用ブロックの設置の例外）</p>	<p>旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、第九条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p>
	<p>第26条 （転落防止設備）</p>	<p>視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けなければならない。</p>

## 旅客施設(旅客船ターミナル)に関するガイドライン

※標準的な整備内容を「○」、望ましい整備内容を「◇」として表記

### ① 乗船ゲート

考え方	高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、1 以上は車いす使用者の移動に配慮した拡幅ゲートを設ける。
□ガイドライン	
幅	○車いす使用者の動作に対する余裕を見込み、幅90cm 以上の拡幅ゲートを1 か所以上設置する。

### ② 棧橋・岸壁と連絡橋

考え方	高齢者、障害者等すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう、連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。この経路のバリアフリー化にあたっては、潮の干満があること、屋外であること等の理由から特別の配慮が必要であることから、ここに記述することとする。経路の設定にあたっては、なるべく短距離でシンプルなものとし、また風雨雪、日射などの影響にも、配慮することとする。岸壁と浮き棧橋を結ぶ連絡橋については、潮の干満によって勾配が変動することを考慮したうえで、すべての人が安全かつ円滑に移動出来る構造とすることが必要である。
-----	---

□ガイドライン	
表面	○滑りにくい仕上げとする。
段差	○段差を設けない。
	○連絡橋と浮き棧橋の間の摺動部(棧橋・岸壁と連絡橋の取り合い部等をいう。)に構造上やむを得ず段差が生じる場合には、フラップ(補助板)を設置すること等により、これを極力小さくする。
摺動部	○摺動部は安全に配慮した構造とする。 ○フラップの端部とそれ以外の部分との色の明度の差が大きいこと等により摺動部を容易に識別できるものとする。 ◇フラップの端部の厚みを可能な限り平坦に近づけることとし、面取りをするなど、車いす使用者が容易に通過できる構造とすることが望ましい。
手すり	○連絡橋には、手すりを両側に設置する。 ○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(例えば2段手すり等)とする。 ◇始末端部においては、棧橋・岸壁と連絡橋間の移動に際し、つかまりやすい形状に配慮することが望ましい。
勾配	◇連絡橋の勾配は、1/12 以下とすることが望ましい。

視覚障害者 誘導用ブロック	<p>○ターミナルビルを出て、タラップその他のすべての乗降用施設に至る経路に、敷設する。ただし、連絡橋、浮棧橋等において波浪による影響により旅客が転落するおそれのある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分については、敷設しない。</p> <p>○岸壁・棧橋(浮棧橋を除く)の連絡橋への入口部分には点状ブロックを敷設する。</p>
転落防止設備	○水面等への転落の恐れがある箇所には、転落防止のための柵等を設ける。
ひさし	◇経路上には、風雨雪及び日射を防ぐための屋根またはひさしを設置することが望ましい。
揺れ	◇浮棧橋は、すべての人が安全に移動できるように、波浪に対し揺れにくい構造に配慮することが望ましい。
明るさ	○高齢者や弱視者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。

### ③ タラップその他の乗降用設備

#### (1) タラップ

考え方	<p>高齢者、障害者等すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう、連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。タラップに設けられる手すり及び階段は、旅客施設共通の規定のほかに、特別な配慮が必要であることから、ここに記述することとする。棧橋・岸壁とタラップ、タラップと船舶の接続部に生じる段差については、フラップ(補助板)等を設けることで、その解消を図る。また、タラップに階段が設けられている場合は、別途、スロープや昇降装置を併設することを原則とする。タラップは船舶等の揺れの影響を受けるため、ある程度の揺れが常時発生することから、手すりや転落防止柵を設置する。</p>
-----	---

□ガイドライン	
表面	○滑りにくい仕上げとする。
幅	<p>○車いす使用者の動作に対する余裕を見込み、幅90cm 以上とする。</p> <p>◇高齢者等が安全に移動できるよう、両側の手すりにつかまることが出来る程度の幅とすることが望ましい。</p>
段差	<p>○段差を設けない。</p> <p>○棧橋・岸壁とタラップ、タラップと舷門(船舶)の間の摺動部に、構造上やむを得ず段差が生じる場合には、フラップ(補助板)を設置すること等により、これを極力小さくする。</p>
	<p>○安全に配慮した構造とする。</p> <p>○フラップの端部とそれ以外の部分との色の明度の差を大きくすること等により摺動部を容易に識別できるものとする。</p>

	<p>摺動部</p> <p>◇フラップの端部の厚みを可能な限り平坦に近づけることとし、面取りをするなど、車いす使用者が容易に通過できる構造とすることが望ましい。</p> <p>○タラップ本体に階段を有する場合、別途スロープ又は昇降装置を設置する。</p>
階段	○タラップの高さが変化する構造のものを除き、蹴込み板を設ける。
手すり	<p>○両側に手すりを設置する。</p> <p>○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(例えば2段手すり等)とする。</p> <p>◇始末端部においてはタラップへ乗り移る場合に際し、つかまりやすい形状に配慮することが望ましい。</p>
勾配	◇1/12 以下とすることが望ましい。
転落防止設備	○転落の恐れがある箇所には転落を防止できる構造の柵を設ける。
ひさし	◇風雨雪及び日射を防ぐことができる構造の屋根またはひさしを設置することが、望ましい。

## (2) ボーディングブリッジ

考え方	<p>高齢者、障害者等すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう、連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。</p> <p>ボーディングブリッジのバリアフリー化にあたっては、特別の配慮が必要であることから、ここに記述することとする。</p> <p>旅客船ターミナルとボーディングブリッジ、ボーディングブリッジと乗降口の接続部、並びにボーディングブリッジ内の伸縮部に生じる段差については、フラップ(補助板)等を設置することで、その解消を図る。</p>
-----	--

□ガイドライン		
表面	○滑りにくい仕上げとする。	
幅	乗降口	○車いす使用者の動作に対する余裕を見込み、幅90cm以上とする。
	通路	○車いす使用者が円滑に通行できるよう、幅90cm以上とする。
		◇車いす使用者を含めた旅客の円滑な流動を確保するため、人と車いす使用者がすれ違うことができる幅又は場所を確保することが望ましい。
段差	○段差を設けない。	
	○栈橋・岸壁とボーディングブリッジ、ボーディングブリッジと舷門(船舶)の間の摺動部に構造上やむを得ず段差が生じる場合には、フラップ(補助板)を設置する等により、これを極力小さくする。	
		○安全に配慮した構造とする。

	<p>摺動部</p> <p>○フラップの端部とそれ以外の部分との色の明度の差を大きくすること等により摺動部を容易に識別できるものとする。</p> <p>◇フラップの端部の厚みを可能な限り平坦に近づけることとし、面取りをするなど、車いす使用者が容易にこととし、面取りをするなど、車いす使用者が容易に通過できる構造とすることが望ましい。</p> <p>○伸縮部を除き、両側に手すりを設置する。</p>
手すり	<p>○手すりを両側に設置する。</p> <p>○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり(例えば2段手すり等)とする。</p> <p>◇始末端部においては、ボーディングブリッジへの移動に際し、つかまりやすい形状に配慮することが望ましい。</p>
勾配	<p>◇1/12 以下とすることが望ましい。</p>
視覚障害者誘導用ブロック	<p>○傾斜部の始末端部から30cm 程度離れた箇所に、点状ブロックを敷設する。</p>
転落防止設備	<p>○転落の恐れがある箇所には転落を防止できる構造の柵等を設ける。</p>
扉	<p>○係員による開放を行わない場合は、自動式の引き戸とする。</p>